

「給湯器の無料点検」「屋根の無料点検」をするとの電話や、訪問をおこなう業者に対する苦情が発生しています！！

以前から「ホットメールぬまた」でも配信していますが、いまだに「給湯器の無料点検」や「屋根の無料点検」をきっかけに様々な契約を結んでしまった、点検を依頼してしまった、どうしたらよいのか、などとの相談が寄せられています。

勧誘を受けた際は、よく考えてから返事をし、必要なければ断りましょう！



消費者庁イラスト集より

給湯器事例 1

「給湯器メーカーから点検を依頼されたので点検を行います」と電話が来た。点検時に「この水道管ではサビが出て、給湯器を傷める」「サビが出ない素材に交換を」と言われ契約した。しかし、メーカーに聞いたら、依頼が無ければ点検は行わないと言われた。

給湯器事例 2

「無料で給湯器の点検をしている」と電話が来た。給湯器はまだ2年しか使用していないが、無料点検なら良いかと思い訪問を依頼。すると、給湯器を見て「買い替えが必要」と言われ契約。不審に思い地元設置業者に見てもらおうと「まだ使える」と言われた。

屋根事例

「近所に工事に来たらお宅の屋根が壊れているのが見えた」「このままでは屋根が壊れて近所に迷惑がかかる。すぐに工事が必要」と言われた。撮ってもらった屋根の写真を見ると、確かに壊れているように見えたので契約したが、よく考えたら高額だ。

商品、サービス、契約のトラブル、多重債務などでお困りの時には、

沼田市消費生活センター TEL 20-1500 へ

相談時間 9:00~12:00 13:00~16:00 (土・日・祝日・年末年始は休み)

住 所 沼田市下之町888番地 TERRACE沼田(テラスぬまた)3階

片品村、川場村、昭和村、みなかみ町にお住まいの方もお気軽にご相談ください！

裏面もご覧ください。

アドバイス



●「給湯器を無料で点検する」「近所に来たから、屋根を見てあげる」などと、見知らぬ業者からの電話や訪問をきっかけに、「このままでは危ない」「壊れる可能性がある」などと不安をあおって、給湯器の交換工事や屋根の修理工事などの契約をさせるやり方を、点検商法と言います。

●給湯器の配管工事だけで終わらずに、交換を勧めてきたりすることもあります。また、屋根の場合も、修理だけではなくさらなる工事を勧め、次々と高額な工事を契約させる場合もあります。

※給湯器工事の場合、水道管から給湯器までの水道管工事は、自治体の指定業者以外は、工事を行うことができません。

また、給湯器のLPガス配管の接続工事、都市ガス配管接続工事、電源接続工事には、国家資格などが必要です。資格者以外は、作業を行ってはいけません。無登録、無資格者による工事は危険が伴います。気を付けてください。

☆訪問販売で修理や工事をした場合は、法律で定められた事項が記載された契約書面や、電磁的方法での提供を受けた日から8日間は、クーリング・オフにより契約解除ができます。工事が終わっている場合でも、解約料の支払いはありません。支払ったお金の返金や、工事を元に戻してもらうことも可能です。クーリング・オフの手続きが分からない方は、早急にご相談ください。



しかし、クーリング・オフをしても、返金をしない悪質な業者もいます。

ずさんな工事をされ、元に戻して欲しいと思っても、工事資格が無いので、やり直しを頼めないこともあります。結局、やり直し工事にさらなる費用がかかってしまう事例もあります。

点検、交換、修理工事などの勧誘を受けた際は、本当に必要な工事なのかをよく考え、数社から見積もりを取り検討することをお勧めします。また、もともと施工してもらった業者や工務店などに相談することもお勧めします。

消費者庁イラスト集より

商品、サービス、契約のトラブル、多重債務などでお困りの時には、

沼田市消費生活センター TEL 20-1500 へ

相談時間 9:00~12:00 13:00~16:00 (土・日・祝日・年末年始は休み)

住所 沼田市下之町888番地 TERRACE沼田(テラスぬまた)3階

片品村、川場村、昭和村、みなかみ町にお住まいの方もお気軽にご相談ください!